

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第19号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「(不承認)申請書」を「(不承認)通知書」に改める。

第7号様式中

「阿賀野市長 氏 名 様」を 「阿賀野市長 様」に、
 「相続人 氏 名 ⑩」を 「相続人(届出人) 住所 氏名 電話番号」に、

相続人の代表者	氏 名 (名称)	
	住(居)所 (所在地)	

」を

相続人の代表者	フリガナ	
	氏 名 (名称)	
	住(居)所 (所在地)	

」に

改める。

第11号様式、第17号様式、第20号様式、第22号様式及び第28号様式中「⑩」を削る。

第36号様式中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、

「㊤」を削る。

第41号様式中「印」を削る。

第42号様式及び第46号様式中

「阿賀野市長 阿賀野市長 様 氏 名様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊤」を削る。

第48号様式中「㊤」を削る。

第50号様式その2中「軽自動車納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に改める。

第51号様式中「郵便官署消印」を「通信日付印」に改め、「㊤」を削る。

第57号様式を次のように改める。

第57号様式(第13条関係)

郵便はがき

料金接納
郵便

阿賀野市 督促状兼徴収通知書

今年: 年度 翌年: 年度
(納税通知書番号)

市税についてのお知らせ
〒969-2002 新潟県阿賀野市岡山10番15号
阿賀野市役所
総務部 税務課 収税係
TEL 0250-42-2510

取扱時間 9:30~17:15 (領し、土曜・日曜・祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く)

ここからゆくりとはがして内容を正確ください。

納税日	税額	円
納税日	督促手数料	円
納税日	延滞金	円
納税日	徴収額	円

上記のとおり通知します。阿賀野市会計管理課 様

㊤この通知書は複製機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

【返書】
納期限の翌日から1か月を経過する日までは①の割合、1か月を経過した日以降は②の割合で計算した金額を加算して納付しなければなりません。
① 延滞金特別加算割合（前々年8月から前年8月における国内銀行の定期貸出約定平均金利の平均に年1%の割合を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限は2.3%）
② 延滞金特別加算割合に年2.3%を加算した割合（上限は年4.6%）

督促状 下記の金額が 月 日現在未納になっておりますので、速急納付して下さい。
年 月 日
阿賀野市長

【本署通知】
督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市税に對して審査請求をすることが出来ます。
この処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求における裁決の遡及を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として訴訟を提起できます。
なお、処分を取消しを求めるときは、前記の審査請求に対する裁決を繰り越さなければなりません。
なお、処分を取消しを求めるときは、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は最終執行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、裁決を繰り越さなくても処分を提起することができます。

【返納】
督促状を発行した日から起算して18日を経過した日までに税金を完納されるときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることとなります。

徴収書

納税日	税額	円	税 証
納税日	督促手数料	円	合計年度 賦課年度 期(月)
納税日	延滞金	円	納 税 通 知 書 番 号
納税日	徴収額	円	

本状と行き違いで納付済みの場合は、ご返款ください。
(本表の納期限 年 月 日)

ここからゆくりとはがして内容を正確ください。

- 納付場所
- ①阿賀野市役所本所及び各支所
 - ②第四北越銀行、大光銀行、はばたき信用組合、加茂信用金庫、新潟かがやき農業協同組合、新潟県労働金庫

☞ ここからゆくりとはがしてご確認ください。

第58号様式その1中

「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊟」を削る。

第58号様式その2、第58号様式その4及び第58号様式その6中「㊟」を削る。

第59号様式その1中「交付印」を「受付印」に改め、「㊟」を削る。

第59号様式その2、第60号様式の2、第61号様式及び第62号様式中「㊟」を削る。

第63号様式その1中

「 延滞金…納期限の翌日から1月を経過するまでは年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合である国内銀行の貸出約定平均金利の前々年9月から前年8月における平均に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)、以降は年14.6%の割合(その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合が年14.6%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で計算した額」

を

「延滞金……納期限の翌日から1月を経過する日まで：延滞金特例基準割合（前々年9月から前年8月における国内銀行の短期貸出約定平均金利の平均に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算した額

納期限の翌日から1か月を経過した日以降：延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）で計算した額」

に、「北蒲みなみ農業協同組合」を「新潟かがやき農業協同組合」に改め、「ささかみ農業協同組合」及び「コミュニティ・ストア」を削る。

第68号様式中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊟」を削る。

第69号様式中「㊟」を削る。

第71号様式その1中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊟」を削る。

第71号様式その2、第71号様式その3、第71号様式その4、第71号様式その5及び第72号様式中「阿賀野市長氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊟」を削る。

第73号様式中

「延滞金……納期限の翌日から1月を経過するまでは年7.3%の割合(各年の延滞金

特例基準割合である国内銀行の貸出約定平均金利の前々年9月から前年8月における平均に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)、以降は年14.6%の割合(その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合が年14.6%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で計算した額」

を

「延滞金……納期限の翌日から1月を経過する日まで：延滞金特例基準割合（前々年9月から前年8月における国内銀行の短期貸出約定平均金利の平均に年1%を加算した割合）に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）で計算した額

納期限の翌日から1か月を経過した日以降：延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）で計算した額」

に、「北蒲みなみ農業協同組合」を「新潟かがやき農業協同組合」に改め、「ささかみ農業協同組合」及び「コミュニティ・ストア」を削る。

第74号様式その1中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊤」を削り、

「
共同住宅
(アパート等)
」を
「
共同住宅
(アパート等)
」に改め、

「
普通併用住宅
」を
「
普通併用住宅
」に改め、

「
居住部分が
共同住宅で
あるもの
」を
「
居住部分が
共同住宅で
あるもの
」に改める。

第74号様式その2中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊤」を削り、

「住宅で法附則第16条第5項に規定する住宅である家屋」を「法附則第16条第5項に規定する住宅である家屋」に、

「住宅で法附則第16条第5項に規定する住宅以外の家屋」を「法附則第16条第5項に規定する住宅以外の家屋」に、

「従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分」を「従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分」に、

「従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分」を「従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供しない部分」に、

「従前の権利者が所有する部分」を「従前の権利者が所有する部分」に改める。

第81号様式中「㊦」を削る。

第82号様式その1中

「延滞金……納期限の翌日から1月を経過するまでは年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合である国内銀行の貸出約定平均金利の前々年9月から前

年 8 月における平均に年 1%の割合を加算した割合が年 7.3%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合)、以降は年 14.6%の割合(その年における延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合が年 14.6%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年 7.3%の割合を加算した割合)で計算した額」

を

「延滞金……納期限の翌日から 1 月を経過する日まで：延滞金特例基準割合（前々
年 9 月から前年 8 月における国内銀行の短期貸出約定平均金利の平均
に年 1%を加算した割合）に年 1%を加算した割合（上限は年 7.3%）
で計算した額

納期限の翌日から 1 か月を経過した日以降：延滞金特例基準割合に年
7.3%を加算した割合（上限は年 14.6%）で計算した額」

に、「北蒲みなみ農業協同組合」を「新潟かがやき農業協同組合」に改め、「ささかみ農業協同組合」及び「コミュニティ・ストア」を削る。

第 8 6 号様式、第 8 7 号様式その 1、第 8 7 号様式その 2、第 8 8 号様式、第 9 1 号様式その 2 及び第 9 1 号様式その 3 中「印」を削る。

第 9 2 号様式中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、

「㊤」を削る。

第 1 0 1 号様式中「㊤」を削る。

第 1 0 2 号様式中「阿賀野市長 氏 名 様」を「阿賀野市長 様」に改め、「㊤」を削る。

第 1 0 4 号様式中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の阿賀野市税条例施行規則により提出された申告書は、改正後の阿賀野市税条例施行規則より提出された申告書とみなす。